

北海道高等学校教育相談研究会規約

(名 称)

第1条 本会は北海道高等学校教育相談研究会（略して、道高相研）と称する。

(事務局)

第2条 本会を次の所在地に置く。本会の事務局は、事務局長の勤務校とする。

(目 的)

第3条 本会は北海道の高等学校における教育相談についての研究を行い、併せて学校教育相談活動の向上並びに普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会、研究協議会を開催する。
- (2) 研究集録、会報を発行する。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(会 員)

第5条 本会は次の者をもって構成する。

- (1) 北海道の高等学校に勤務する教職員で学校教育相談を研究しようとする者
- (2) 本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、常任理事会の承認を得た者

(支 部)

第6条 本会の支部組織を次のとおりとする。

- (1) 本会に次の支部を置く。
空知 後志 胆振 日高 道南 上川 留萌 宗谷
オホーツク 十勝 釧路 根室
- (2) 支部活動の推進と道高相研との円滑な連携を図るため支部に事務局を置く。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	2 名
常任理事	若干名	理 事	12 名
常任幹事	若干名	幹 事	若干名
事務局長	1 名	事務局次長	3 名
		事務局員	若干名

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長がこれを推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

顧問は、会長の求めにより、本会の運営について助言を行うことができる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のように行う。

- (1) 会長、副会長、監事は総会で選出する。
- (2) 常任理事、常任幹事、幹事、事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱する。
- (3) 理事は支部事務局校の校長がその任に当たる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 常任幹事は会務の執行を監査する。
- (4) 常任理事、常任幹事、幹事、事務局長、事務局次長及び事務局員は会の運営に必要な事務を分掌する。
- (5) 理事は本会の事業の推進について審議する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は理事を除き総会開催月を起点に1年とする。ただし再任は妨げない。

(総 会)

第12条 総会は本会の最高議決機関とする。

- (1) 毎年1回会長がこれを招集し、活動の報告及び決算の承認、役員を選出、予算の議決、会則の改廃、その他必要事項を審議し、決定する。
- (2) 総会の議決・承認は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(会 議)

第13条 本会を運営するために、次の会議を開催する。

- (1) 理事会は必要に応じて開催する。
- (2) 幹事会は必要に応じて開催する。
- (3) 事務局会は会務の処理に応じて開催する。
- (4) 会の議決・承認は出席者の過半数の同意を必要とする。

(会 計)

第14条 本会の会計は、会費・研究大会参加費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までの期間とする。

(補 則)

第16条 本会の運営に当たって必要な細則を別に定めることができる。

(付 則)

この規約は、昭和60年1月12日から施行する。

平成11年4月 1日	一部改正	平成27年6月26日	一部改正
平成13年6月 8日	一部改正	平成29年6月23日	一部改正
平成16年6月15日	一部改正	令和 元年6月17日	一部改正
平成19年6月15日	一部改正	令和 4年7月 1日	一部改正
平成20年6月16日	一部改正	令和 8年6月26日	一部改正
平成23年6月17日	一部改正		
平成24年6月29日	一部改正		
平成25年6月21日	一部改正		
平成26年6月20日	一部改正		